

# 死亡後の手続きについて

- ◆ 下記の書類については、返却及び喪失の手続きが必要です。
- ◇ 手続き書類については、死亡された方により異なる場合があります。
- ◇ 手続き等について不明な点がありましたら、各課担当までお問い合わせください。

※一度で手続きが終わらない場合、再度来庁していただくことがあります。

**該当される項目について、印鑑をご持参の上 各課担当までお越しください**

※番号順の手続きをおすすめしています。

<問合せ先>

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証</li> <li>・個人番号カード</li> </ul> <p>※<u>個人番号カード</u>は、各種手続きがすべて終わられてからの返却でもかまいません。</p>	<b>本 庁 本 館 ⑤番</b> <b>住民課(住民票・戸籍)</b> <b>☎ 072-734-2107</b>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民(老齢・福祉・障害)年金証書</li> </ul> <p>※戸籍謄本、住民票の写し等が必要な場合があります。      ※年金受給状況、世帯構成等により添付書類が異なります。      ※厚生年金、共済年金に加入されていた方は各年金事務所、各共済組合での手続きが必要です。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証 ・資格確認書</li> </ul> <p>※葬祭費申請のため、<u>葬儀の領収書</u>(葬祭執行者の確認)及び<u>振込先の口座番号</u>(死亡者以外の口座名義のもの)が必要です。</p>	<b>本 庁 本 館 ④番</b> <b>住民課(保険・年金)</b> <b>☎ 072-731-3202</b>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療保険被保険者証 ・資格確認書</li> </ul> <p>※葬祭費申請のため、<u>葬儀の領収書</u>(葬祭執行者の確認)及び<u>振込先の口座番号</u>(死亡者以外の口座名義のもの)が必要です。</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい者・ひとり親家庭・子ども医療費助成制度 医療証</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税・住民税・軽自動車税等 諸手続き</li> </ul> <p>※「納税義務者がお亡くなりになられた際のお手続きについて」をごらんください。</p>	<b>本 庁 本 館 ③番</b> <b>理財課(税務)</b> <b>☎ 072-734-0153</b>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道・下水道の使用者の名義変更など</li> </ul> <p>※<u>水道・下水道使用料等</u>については、右記の連絡先にお問い合わせください。</p>	<b>大阪広域水道企業団</b> <b>豊能地域水道センター</b> 豊能町東ときわ台 1-2-3 <b>☎ 738-3311</b> 営業時間 午前 9 時～午後 5 時半 (土、日、祝日、年末年始 を除く)

8	<p>・家屋等の所有者の受益者変更手続き ※下水道受益者負担金(分担金)に未納分がある場合は、右記の連絡先にお問い合わせください。</p>	<b>能勢浄化センター</b> 都市整備課(下水道) ☎734-3403
9	<p>・農地を所有されている方 農家台帳申告書の経営者変更など</p>	<b>本庁 西館 2階</b> 農業委員会事務局 ☎072-734-0108
10	<p>・介護保険被保険者証</p>	<b>保健福祉センター</b> 健康づくり課 (包括支援) ☎072-731-2160
11	<p>・身体障がい者手帳 ・療育手帳</p>	<b>保健福祉センター</b> 福祉課 (福祉) ☎072-731-2150
12	<p>・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書</p>	<b>保健福祉センター</b> 福祉課 (福祉) ☎072-731-2150

### 【関連の手続きについて】

相続登記等が発生する場合は、早急に手続きをお願いします。

◆詳しくは、大阪司法書士会・大阪法務局・大阪土地家屋調査士会にお問い合わせ願います。

(必要な方は、リーフレットをお渡ししますので、お声かけください。)

## 納税義務者がお亡くなりになられた際のお手続きについて 【固定資産税・住民税・軽自動車税等】

納税義務者がお亡くなりになられても、納めていただく町税がある場合には、ご相続人様に納めていただことになります。

また、土地・家屋や軽自動車・原動機付自転車(以下原付)等の所有者がお亡くなりになられた場合、所有者を変更していただく必要がございます。以下の「所有者の変更について」をご確認ください。

### 所有者の変更について

土地・家屋や軽自動車・原付等の所有者を変更される場合は、各管轄所で手続きが必要です。必要な書類等は各管轄所に直接お問い合わせください。

<b>土地・家屋</b>	<p>登記の名義変更については <b>大阪法務局 池田出張所</b> 住所:大阪府池田市満寿美町 9 番 25 号 電話:072-751-3342</p>
	<p>未登記家屋については <b>能勢町役場 理財課税務担当</b> 電話:072-734-0153</p>
<b>原付(125cc 以下) ミニカー 小型特殊自動車(農耕用を含む)</b>	<p><b>能勢町役場 理財課税務担当</b> 電話:072-734-0153</p>
<b>二輪の軽自動車(125cc 超 250cc 以下) 二輪の小型自動車(250cc 超)</b>	<p><b>近畿運輸局 大阪運輸支局</b> 住所:大阪府寝屋川市高宮栄町 12-1 電話:050-5540-2058 (自動音声 037)</p>
<b>三輪、四輪の軽自動車(ミニカー除く)</b>	<p><b>軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所</b> 住所:大阪府高槻市大塚町 4 丁目 20-1 電話:050-3816-1841</p>

## ~~~~~ 固定資産税について ~~~~

大阪法務局池田出張所にて相続登記を行ってください。

登記の際に必要な「評価証明書」は、固定資産税の納税通知書に添付している課税明細書で替えることができます。

固定資産税の納税義務者は1月1日時点での登記上の所有者となります。

12月31日までに相続登記の手続きを行い、所有者を変更してください。12月31日までに相続登記の手続きが完了しない場合は「固定資産現所有者申告書」をご提出ください。

税務担当で納税義務者の方がお亡くなりになられたことが確認できた場合は、ご相続人様に「固定資産現所有者申告書」を送付いたします。期限までにご提出ください。

未登記家屋を所有していた場合は、未登記家屋の表示登記を大阪法務局池田出張所にて行ってください。当面、表示登記を行う予定がない場合は、「家屋補充課税台帳変更申請書」を理財課税務担当に提出いただき、未登記家屋の所有者を変更してください。

## ~~~~~ 住民税について ~~~~

住民税の納税義務者は1月1日時点で能勢町にお住まいの方になります。

1月2日以降にお亡くなりになられても、その年の住民税は納めていただく必要があります。

給与や年金からの特別徴収(差し引き)にて住民税を納められていた場合は特別徴収が停止します。その場合は、特別徴収予定であった住民税の残額を納めていただく必要があります。

納税通知書を後日ご相続人様に送付いたしますので、ご納付ください。

## ~~~~~ 軽自動車税について ~~~~

原付(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用を含む)、二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)、三輪、四輪の軽自動車を所有されていた場合、名義変更もしくは廃車の手続きが必要です。

原付(125cc以下)、小型特殊(農耕車を含む)は能勢町役場の理財課税務担当にて手続きをお願いします。

手続きには、認印、原付・小型特殊の標識、標識交付証明書が必要になります。

原付・小型特殊以外の軽自動車の手続きに関してはそれぞれ運輸局、軽自動車検査協会に直接お問い合わせください。